宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年11月12日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

Ｂ　①株式会社オフィスＥＭＳ　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－726号　④株式会社オフィスＥＭＳ　札幌市中央区南２条西７丁目６番地２　代表取締役　福田智年　⑤本社営業所　札幌市中央区南２条西７丁目６番地２　⑥平成29年８月22日　⑧令和７年10月15日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区南２条西７丁目６番地２　株式会社オフィスＥＭＳ　代表取締役　福田智年

①有限会社醍醐　②京都府知事(3)3445　③取締役　飯田千恵子　④京都府京都市伏見区桃山毛利長門東町34番地67　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府京都市伏見区桃山毛利長門東町34番地67　有限会社醍醐　取締役　飯田千恵子

①丸建道路株式会社　②岡山県知事(1)第6022号　③代表取締役　佐藤一弥　④岡山県岡山市南区藤田1829　⑤1000万円　⑥岡山県知事　⑦岡山県岡山市南区藤田1829　丸建道路株式会社　代表取締役　佐藤一弥

（仮称）西久慈風力発電事業に係る対象事業の実施引継ぎの公表

環境影響評価法第三条の九第一項第三号及び環境影響評価法施行規則第一条の四の規定に基づき、対象事業の実施について他の者に引き継いだので、左記のとおり公表する。

一、引き継ぎ前の事業者の氏名及び住所

事業者の名称

インベナジー・ウインド合同会社

代表者の氏名

代表社員　インベナジー・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー

職務執行者　大屋　昌之

主たる事務所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

二、引き継ぎ前の対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）西久慈風力発電事業

風力発電所設置事業

発電設備出力

最大四十三万九千二百キロワット

風力発電機の台数

最大七十二基

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施を西久慈ウインド合同会社へ引き継ぎましたので、環境影響評価法第三条の九第一項第三号に該当することとなりました。

四、引き継ぎにより新たに事業者となつた者の氏名及び住所

事業者の名称　西久慈ウインド合同会社

代表者の氏名

代表社員　インベナジー・ウインド合同会社

職務執行者　大屋　昌之

主たる事務所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

令和七年十一月十二日